

平成二十一年三月十三日提出  
質問 第二一 一二 二号

北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する質問主意書

北朝鮮が、本年四月四日から八日までの間に、長距離弾道ミサイルである試験通信衛星光明星二号を打ち上げると国際海事機関（ＩＭＯ）に事前通報し、秋田県沖の日本海と千葉県東方の太平洋の二つの海域を、部品等の落下が予想される危険区域として指定した。右を踏まえ、質問する。

一 政府、特に外務省が北朝鮮による光明星二号打ち上げの通報を最初に察知したのはいつか。

二 本年三月十三日付読売新聞三面の記事には、「ミサイルに限らず、人工衛星やその打ち上げ用ロケットであつても、日本の領土・領海に落下すると判断すれば、自衛隊法八十二条の二に基づきミサイル防衛（ＭＤ）システムで迎撃する方針だ。」との記述があるが、政府は右記述にある様な方針を有しているか。確認を求める。

右質問する。